

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>～ [略]</p> <p>第1種特定自転車駐車場 <u>利用の登録を受けて利用する特定自転車駐車場をいう。</u></p> <p>第2種特定自転車駐車場 <u>1か月又は1日を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。</u></p> <p>第3種特定自転車駐車場 <u>1時間を単位として利用する特定自転車駐車場をいう。</u></p> <p>— 放置 自転車の利用者が公共の場所に置かれた当該自転車から離れていることによりこれを直ちに移動させることができない状態をいう。</p> <p>(第2種特定自転車駐車場の利用)</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、<u>利用開始日時の確認を受けるものとする。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>(第2種特定自転車駐車場の使用料)</p> <p>第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない。<u>ただし、規則で定める第2種特定自転車駐車場の当日利用に当たっては、利用を終了するとき使用料を納付するものとする。</u></p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(第3種特定自転車駐車場の利用及び使用料)</p> <p>第16条の4 <u>第3種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、利用開始日時の確認</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>～ [略]</p> <p>第1種特定自転車駐車場 <u>第15条第1項に規定する登録手数料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場をいう。</u></p> <p>第2種特定自転車駐車場 <u>第16条の3第1項に規定する使用料を納付する方法により利用する特定自転車駐車場をいう。</u></p> <p>[新設]</p> <p>— [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>第16条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2種特定自転車駐車場を当日利用しようとする者は、<u>利用開始日時の確認を受けて、利用するものとする。</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>[同左]</p> <p>第16条の3 第2種特定自転車駐車場を利用しようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない。</p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[新設]</p>

を受けるものとする。

2 第3種特定自転車駐車場の利用時間は、1回につき、規則で定める時間以内とする。

3 第3種特定自転車駐車場を利用する者は、1台につき24時間までごとに300円の範囲内で規則で定める額の使用料を、利用を終了するときに納付しなければならない。
(公共自転車駐車場の不適正利用自転車に対する措置)

第17条 区長は、公共自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場、第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分及び第3種特定自転車駐車場を除く。)内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告し、当該指定期間を経過してもなお駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分に限る。)内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

～ [略]

3 区長は、第3種特定自転車駐車場内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

— 前条第1項の規定による確認を受けていない自転車

— 前条第2項に規定する時間を超えて駐車してある自転車

4 第13条及び第13条の2の規定は、前3項の規定による撤去をした場合について準用する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

〔同左〕

第17条 区長は、公共自転車駐車場(第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場のうち定期利用に係る部分を除く。)内に自転車が相当の期間継続して駐車してあるときは、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよう警告し、当該指定期間を経過してもなお駐車してあるときは、これを撤去することができる。

2 区長は、特定自転車駐車場(第2種特定自転車駐車場のうち当日利用に係る部分を除く。)内に次の各号のいずれかに該当する自転車があるときは、これを撤去することができる。

～ [略]

〔新設〕

3 第13条及び第13条の2の規定は、前2項の規定による撤去をした場合について準用する。

〔同左〕

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。